

(案)

太子町森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 17 年 3 月 31 日

大 阪 府

太 子 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	樹種によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	11
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法	15
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する事項	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方 策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18

4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
V	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用に推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	25

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は大阪府の南東部に位置し、東経135度39分、北緯34度31分にあり、総面積は、14.17平方キロメートルである。

東は金剛、葛城山系を境に奈良県に接し、南部に河南町、西に富田林市と羽曳野市に続いており、東部奈良県沿いの区域は金剛生駒紀泉国定公園としての指定を受けている。森林面積は、515haで総面積の36%を占めており都市近郊に位置することから木材生産はもとより、林産物の生産、国土の保全水資源のかん養、生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。森林資源の状況を見ると人工林面積は、165haで人工林率は32%に達している。

しかしながら、木材需要の減少や木材価格の低迷に加えて、他産業への林業従業者の流出による林業労働力の不足、経営規模の零細性、林業経営費の上昇等、林業経営をとりまく諸情勢は極めて厳しい状況にある。今後森林の有する公益的機能の高度発揮と優良材の安定生産に向け、森林の適正な保全管理や、経営の安定、多様な担い手の確保等を図り、地域林業の振興につながる森林整備を進めていくことが重要な課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

住宅地等と一体で優れた景観美を構成する森林においては、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮できるよう、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指す。

エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、

成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。本町の森林は、山地災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等重要な役割を果たしており、これら公益的機能の高度発揮に資する条件整備を基本的課題とし、以下の方向性により適切な森林整備を推進する。

(1) 多様な森林への誘導

近年森林に対して、生物多様性の保全や CO₂ 吸収源としての役割が強く求められていることから、里山林の再生と創造、竹林の整備、スギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を計画的に進める。

(2) 持続可能な森林管理

木材価格の低迷等による森林所有者の管理意欲が減退する中、適切な森林整備を図るために、地域における持続可能な森林管理体制の構築が必要である。

そのため、必要な管理がなされず放置された森林（放置森林）について、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう重点的な働きかけを行う。収穫期に移行しつつある森林資源を有効に活用しながら、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林作業道等の整備や森林施業の集約化を図る、「森林経営計画」の策定を促進する。

また、公益的機能の維持推進を図るため、保安林の整備拡充を行い、その適正な管理、施業を実施するとともに森林資源の保全整備を図る。

(3) 多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林を環境財として捉え、地域社会全体で支える意識を醸成することが不可欠であることから、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。

また、企業、団体、森林ボランティアなど多様な主体、多様な手法による森林整備についても促進する。

(4) 森林資源の利用促進

地球温暖化の防止、資源循環型社会システムの構築、地域資源を活用した地域活性化、安

全・安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマスに着目した新産業の創出など、厚みのある産業集積、産業基盤の充実した大消費地である大阪に位置することの特徴、特性を活かし、都市における森林資源の有効活用を図り、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。

また、森林資源の公共事業への積極的な活用を推進し、「おおさか河内材」や「おおさか和泉材（いずもく）等の府内産材のブランド化により地域産材の利用を促進するとともに、工務店や設計事務所等と連携した内装材としての活用による利用も促進する。

(5) 林業生産基盤の整備

作業の省力化を図るため、林道、作業道等の林業生産基盤の整備拡充を行うとともに、高性能林業機械等の導入を促進する。

(6) 保健休養機能に着目した森林利用

森林の持つ保健休養等の公益的機能の高度発揮を図るべく、森林整備を推進し、地域住民や府民の身近なレクリエーションの場である二上山・万葉の森を拠点とし、自然環境学習の場としての活用、ダイヤモンドトレール等の整備を図り、都市近郊に立地する利点を活かした林業振興施策を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町では小規模の森林所有者が多いことから、集材機クレーン付きトラック等、林業機械の導入は充分とはいえない。また、間伐材の利用度についても低い。したがって、今後はさらに合理化を促進するため林業従事者の確保や、機械作業における技術取得と向上を図り、森林組合への施業委託等とともに地域単位での森林施業の共同化を促進する。また、保育を中心とする森林資源の質的充実に努め、特に間伐を適正に実行し優良材の生産を推進するため、林業施業の高度化並びに組織化を図る。また森林経営計画の樹立を積極的に推進する。そのためにも、森林組合へ施業委託を促進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

（単位：年）

樹 種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
40	45	35	45	10	15

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

（1）皆伐

皆伐は1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適格な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採、植替え等を促進する。

（2）択伐

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては以下のア～ケに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、主伐及び択伐の標準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

該当無し。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、花粉症発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

なお、必要に応じて郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員及び町の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

※人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

（２）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に１ヘクタール当たりの標

標準的な植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽導入努めることとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員及び町の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

※人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

※その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は秋植えに適した樹種を除き、春先に行うものとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、３に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、

皆伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

※天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

※但し、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

※天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類・クヌギ・コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

※天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
-----	--------

地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

イ その他天然更新の方法

特になし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人口林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000本/ha

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定める。

※間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000	18	23	29	35

間伐の標準的な方法	備考
・間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。 ・間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。	

(注) ア. 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

イ. () は長伐期大径材生産を目標とした場合。

ウ. 標準伐期齢以下の間伐の間隔 $T_1 = 10$ 年、標準伐期齢を超える間伐の間隔 $T_2 = 15$ 年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

ア 下刈りの標準的な方法

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐の標準的な方法

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ちの標準的な方法

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は原則として11月～3月とする。

※保育の種類毎の実施すべき標準的な林齢

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

(注) △は必要に応じて行う。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な齢級			
		2	3	4	5
枝打	スギ	1. 2 m	2. 5 m	4. 5 m	6. 5 m
	ヒノキ	1. 2 m	2. 5 m	4. 5 m	6. 5 m

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次（１）及び（２）のように定める。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等、水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。森林の区域について別表２により定める。

（森林の伐期齢の下限）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 体	5 0	5 5	4 5	5 5	2 0	2 5

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区

等、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等とする。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

イ 森林施業の方法

①山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保すること。更新は、主伐の実施後5年以内に完了することとする。森林の区域について別表2により定める。

②快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとする。森林の区域について別表2により定める。

（森林の伐期齢の下限）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 体	6 4	7 2	5 6	7 2	1 6	2 4

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（1）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認

められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じて、生産目標に応じた森林整備を推進する。

【別表 1】

区 分		森林の林班	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		11・12・13・14・15・16・17	334.39
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11・12・13・14・15・16・17	334.39
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1・2・5・6・7・8・9・10	107.48
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3・16・17	135.57
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		3・4・11・12・13・14・15・16・17	407.52
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		該当なし	—

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	立木の伐採面積の規模の縮小	11・12・13・14・15・16・17	334.39
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	11・12・13・14・15・16・17	334.39
	択伐以外の方法による複層林施業	該当無し	
	択伐による複層林施業	該当無し	

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

府や地域の代表者等で組織する森づくり委員会等を通じて地域の合意形成を図り、森林所有者（不在を含む）から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営管理の受委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、集約化

による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

また、森づくり委員会等の場を通じて地域の合意形成を進めるとともに、府や関係機関と連携して、森林施業の集約化に取り組む者に対して必要な情報提供や助言等を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、従事者に対する林業技術研修や労働安全衛生の確保等を進め、就労条件の改善と新規就労者の育成を促進する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、森づくり委員会や農林業祭等を通じた森林整備の意識啓発を行うとともに、地域対話や町広報誌及び森林組合通信等の情報誌等を利用して、森林組合等の地域の核となる林業事業体への施業委託を進める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等地域の核となる林業事業体を中心となって実施する、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や、林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

地域の合意形成の基に、森林組合等が実施する作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理を促進する。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網や山土場等、森林の整備のために必要な施設を整備する場合は、用途や安全性、経済性、地域の条件に応じた林業機械による作業システム等を考慮するとともに、現地の地形や地質に即した線形や構造となるよう留意する。また、必要に応じて排水施設の整備を図るものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点から、今後、林道規程等を基本に必要なに応じた林道を開設することを検討する。

イ 細部路網の整備に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針を基本に、今後、必要に応じて森林作業道を開設することも検討する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、財産管理関係及び維持管理関係について管理体制を決め、森林所有者、町がそれぞれに協力し維持管理を進める。なお、管理体制については下表に示す。

区分		財産管理関係					維持管理関係								備考	
		林道敷地所有権	売買 （所有者移転）	境界明示 （立会）	道路敷占有許可	林道台帳	林道パトロール	草刈及び倒木の撤去	路面不陸成正	路面舗装		土砂崩落		路肩破壊		
										軽微	工事	軽微	工事	軽微	工事	
管理体制	所有者	○	○	○	○	－	○	○	○	△	△	△	△	△	△	
	太子町	－	－	△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	

※ ○＝主体となる（費用負担が伴う場合１００％負担）

△＝協力する（労働力の提供等・太子町より原材料の支給等）

軽微＝維持管理の事業費が３０万円以下の事案

工事＝軽微な維持管理の事業費規模以上の事案

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

ア 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町は、都市近郊にあることから、労働力は他産業への就労機会の増大に伴う林業従事者の流出が著しく、加えて山林所有者の高齢化が進んでいることため、林業労働力の不足が著しい。また、森林組合においても造林保育作業の労働力不足から他府県の労働力に大きく依存しており、安定的な労働力の確保が充分でない状況である。

このような現状を踏まえ、就労条件の改善、経営の多角化を図り作業班への新規参入を促進、拡充強化を図るなど、労働力の安定確保を促進する。

また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的労働者の養成に努める。加えて新規参入、起業など林業従事者の裾野拡大、女性等の活躍定着に取り組む。

イ 林業労働者、林業後継者の育成方策

林業生産活動は、肉体労働が主であるため、他の産業よりも危険度が高く林業労働者不足の大きな原因となっている。そこで、林業労働者の負担を軽減するため、高性能林業機械の導入およびそれに伴う免許、資格等の取得を積極的に支援し、必要に応じて新技術の研修等を開催し、林業労働者の確保につとめる。また、各種社会保険制度への加入、福利厚生面での充実を図ることにより、近代的な魅力ある職場とするよう配慮し、若年層による林業労働者の安定確保を図るとともに、通年就労体制を確保する。

また、休日を利用して自己所有森林の保育作業をする人が増えてきていることから、森林組合が実施する間伐、枝打ち等の技術講習会等を利用して、指導、援助を促進する。さらに、退職後の林業従事も大きな労働力の要素となってきたことから、今後これらの労働力を有効に活用するため森林組合の臨時作業班として育成の促進を図る。

ウ 林業事業体の体質強化方策

森林組合による資源の一元管理を推進することにより、施業委託率を高め、森林育成部門での安定的事業量を確保する。また、緑地管理、緑化樹の委託養成等業務の多様化により、経営の安定化を図る。素材生産業者については、個別の業者ごとの事業ではなく、業者間の連携を密にし、森林組合と協力することにより、相互の弱点を補い、強力な林産事業の実施体制を構築し、安定的な素材供給を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

※高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将 来
伐 倒	チェーンソー（伐倒・造材）	バックホウ（道開設） チェーンソー（伐倒）
造 材		プロセッサ（造材）
集 材	グラップル（集材）	グラップル（集材）
搬 出	フォワーダ（搬出）	フォワーダ（搬出）
運 搬	トラック（運搬）	トラック（運搬）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

原木市場や木材加工施設を核に公共事業用土木資材や地域材住宅部材の供給に努めていく。
また、令和 5 年度に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

4 その他必要な事項

特になし。

III 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林整備計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、森林生態系多様性基礎調査の調査結果によると、本町においてニホンジカの生息は確認されていないため、現時点における区域設定はしない。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ナラ枯れなどの森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

特に、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

府や近隣市町村、森林組合等で組織する「南河内森づくりサポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努めるとともに、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を促進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努めるとともに、森林保険等への加入拡大に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分特になし。

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

※保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
3	1～24	40.70	33.79	6.91	0	0	0	
16	1～131	53.60	31.69	21.81	0.1	0	0	
17	1～51	41.27	28.98	12.29	0	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐採・保育	森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留

意する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積(ha)
太 子 町	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11 ・12・13・14・15・16・17	515ha

注) 森林の区域の記載については、付属資料の森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

(2) その他

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意し、適切に計画を作成するものとする。

ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

該当なし

イ. IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ. IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等においては、本整備計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

エ. IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促すよう推進する。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらし、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育んでいる。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、森林整備を通じた地域の振興を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

現在の林業情勢等を鑑みれば、森林の維持・管理を森林所有者の自助努力のみに頼ることは現実的ではない。近年、森林の公益的機能に対する社会的な要請が高まる中、本町では森林所有者と民間企業との協同による森林整備活動を推進する。

また、活動にあたっては大阪府等が推進する「アドプトフォレスト活動」により、森林所有者と民間企業の調整を図りながら、企業の環境保護活動への支援及び森林所有者の整備意識の向上へと繋がるよう推進する。

(2) 上下流連係による取組に関する事項

該当無し。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当無し。

(4) その他

該当無し。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 施業についての留意すべき事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。

(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。